関東ラグビ―フットボ―ル協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本規約は関東ラグビーフットボール協会(以下、本会という)の組織及び運営に関する一切を定める。
- 第2条 本会は本部を東京都に置き、東日本地区(神奈川・山梨・長野・新潟各県以東)の都道県ラグビーフットボール協会を管下に置く。各都道県協会に関する事項は別に定める。
- 第3条 本会は東日本地域のラグビーフットボールに関する中枢機関で、競技の健全な発達とその普及を図り、スポーツマンシップの涵養とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するために下記の事業を行う。
 - (1) 競技会の開催及び主管
 - (2) 競技会の指導及び斡旋
 - (3) 競技規則の解説及び普及
 - (4) レフリーの養成、指導及び派遺
 - (5) 競技資料及び施設資材の調査、研究及び指導
 - (6) ラグビーフットボールに関する調査、研究及び情報の収集
 - (7) 記録の収録及びその保存
 - (8) 競技者の保健、安全対策に関する事項
 - (9) ラグビーフットボールの宣伝及び普及
 - (10) その他本会の目的に必要な一切の事項
- 第5条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 2 本会の組織、人事、会計処理、大会の主催権その他の事業展開は、本規約および日本協会との統合に関する協定書及び覚書(平成21年4月1日)に従って処理される。

第2章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - · 会 長 1名
 - ·副会長 3名以内
 - · 理 事 25 名以内

(会長、副会長、理事長、書記長、会計役、高校担当1名、医務担当1名、地区担当3名を含む)

- ・監 事 2名以内
- 第7条 前条に定める役員のほか次の役員を置くことができる。

名誉会長1名

·顧問、相談役 若干名

·特任理事 若干名

・参与

若干名

- ・その他の役員(委員会委員) 委員会毎に必要とされる人員
- 第8条 前2条に定める役員は全て理事会で選任する。
- 第9条 役員の任期は以下の通りとする。任期満了した役員は、その後任者が就任するまではその職務を行う。任 期途上で交替した補欠者の任期は、前任者の残任期とする。

·名誉会長、顧問、相談役 無任期

・会長、副会長 2年

・上記以外の理事、監事 2年

・特任理事 1年

·参与 5 年

・その他役員 1年

2 理事はその半数を毎年改選する。

- 第10条 本会の役員は次に定める年齢を超えては選任又は再任されない。
 - ・会長、副会長 満75歳
 - ・上記以外の理事 満70歳
 - · 監事 満 72 歳
- 第11条 理事の選任は毎年3月中旬までに行い、4月1日に就任する。
 - 2 北海道、東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)、及び関東近県(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟)の各地区は、それぞれの地区担当理事を選出することができる。
 - 3 高等学校チームは本会全地域にわたる高等学校代表として1名の理事を選出することができる。
 - 4 理事に欠員が生じ、会長がその補充の必要を認めたときは、本章の定めに従って選出する。
- 第12条 会長は会務を統理し、本会を代表する。会長に事故ある場合は、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理する。
- 第13条 理事長は理事会を組織して本会の会務一切を執行する。
- 第14条 書記長は理事会の議決に従って本会の一般事務を掌る。
- 第15条 会計役は本会の会計事務を掌る。
- 第16条 監事は本会の会計及び業務を監査する。

第3章 理事会

- 第17条 理事会は本会の最高議決機関であり業務執行機関である。
- 第18条 理事会は原則として毎月1回会長が招集する。
- 第19条 会長が必要と認めた場合、もしくは理事の3分の1以上が開催の事由を示して請求したときは、臨時会を招集しなければならない。
- 第20条 理事会は必要に応じて特別委員会を設けることができる。
- 第21条 理事会は総員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。理事会に出席できない理事は、他の理事に議決権を書面により委任することができる。議決権を委任した理事は出席者と見なす。 理事会の議事については議事録を作成する。
- 第22条 理事会は事業年度の初めに事業計画及び収支予算を策定する。年度が終了した際には事業報告及び決算を行う。
- 第23条 理事会の議事は過半数で決する。可否同数のときは会長が裁定する。但し、次の事項の承認は3分の2以上の多数を得なければならない。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 基金の処分
 - (3) 債務を負担する行為
 - 2 特任理事は理事会に出席し意見を述べることはできるが、議決権はない。
- 第24条 本会の経費は、会費、入場料、寄附金品その他で支弁する。
- 第25条 理事会は既定予算を修正することができる。
- 第26条 理事会は緊急の必要のある場合は、会長の認可を得て予算外の支出をすることができる。
- 第27条 天変地異等不可抗力の事由により、理事会が開けない場合には、書面による議決で決することができる。

第4章 競技

- 第28条 競技会はすべて本会が主催ないし主管するものとする。
- 第29条 本会が主催する競技会に参加する団体は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会に加盟しているチームでなくてはならない。
- 第30条 試合期日は理事会で決定し、本会より発表する。
- 第31条 都道県協会が競技において入場料を徴収するときは、少なくとも2ヶ月前までに本会に申請して理事会の 承認を得なければならない。
 - 2 前項の競技会は本会が主催する。都道県協会は単独で有料試合を開催することはできない。
- 第32条 入場料の金額及び徴収方法、その他は理事会で決定する。

- 第33条 入場料に関する収支決算はこれを大会終了後1ヶ月以内に行ない、精算しなければならない。
- 第34条 チームは本会の承認しない競技会に参加することはできない。
- **第35条** チームは理事会が特別に認めた場合を除き、未登録の団体と競技することはできない。チームは本会により忌避された団体と競技することはできない。
- 第36条 競技規則はWR(ワールドラグビー)で制定したものに拠る。但し、大会ごとに大会実施要項で特則規定を定めることができる。

第5章 都道県協会

- 第37条 都道県協会は各々規約を制定して事業を遂行する。年度ごとの事業報告、事業計画、人事、予算並びに 決算に関しては、毎年1回あらかじめ定められた方法により本会に届け出るものとする。
 - 2 都道県協会の管下に、市・区・町・村協会を置くことができる。
- 第38条 都道県協会傘下のチームは、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が定めるチーム登録及び個人登録制度に従って、あらかじめ定められた期日までにチーム登録及び個人登録を行わなければならない。あわせて、チーム会費および個人会費を本会に納付しなければならない。
- 第39条 都道県協会に登録できるチームは、ラグビーフットボールを競技する団体であって、その団体の本拠がその 都道県内にあるものに限る。
- **第40条** チームが登録を新規に行う場合は、下記事項を都道県協会に届出て承認を経なければならない。これに変更があった場合も同様とする。
 - (1) チームの名称
 - (2) 部長、会長、又はこれに相当する代表者、主将及び主務の住所、氏名
 - (3) チームを構成する個人氏名 (個人登録)
 - (4) 本会より直接通知を受ける場所
 - (5) ユニフォームの色彩及び配合
 - (6) その他本会の指定した事項
- **第41条** チームないし選手・役員が本規約に違反した場合、又はラグビー憲章に反した行為があったと認められる場合には、本会ないし都道県協会は、チームないし選手・役員に対して処分を科すことができる。

附則

- 第42条 本会は必要あると認めるときは、理事会で細則を定めることができる。
- 第43条 本規約に関して疑義を生じた場合には理事会でこれを裁定する。規約に定めのない事項についてはなお従前の例に拠る。

平成 7年6月10日 改定

平成21年6月14日 改定

平成26年9月8日 改定

平成28年4月11日 改定

令和 4年4月11日 改定

令和 5年5月12日 改定